

富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会開催要領

(趣旨)

第1条 本市における犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するにあたり、広く市民の意見を求めるため、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 市民懇談会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号。以下「条例」という。）第8条第1項の推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市民懇談会の規模は、7人程度とし、次に掲げる者のうちから期間を定めて参加を求めるものとする。

- (1) 教育関係団体が推薦する者
- (2) 町会等の地域活動を行う団体が推薦する者
- (3) 青少年の健全育成を行う団体が推薦する者
- (4) 商工活動を行う団体が推薦する者
- (5) 社会福祉活動を行う団体が推薦する者
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置く。

(開催)

第5条 市民懇談会は、市長が招集し、開催する。

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月23日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。